

基安労発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について

塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 48 条において歯科医師による健康診断(以下「歯科健診」という。)の実施を事業者に義務づけているところである。

令和元年度に一部地域の事業場を対象として歯科健診の実施状況について自主点検を行ったところ(別添 1)、酸等の取り扱い業務のある事業場のうち歯科健診を実施したと回答した事業場は 31.5%にとどまっていた。このうち常時 50 人以上の労働者を使用する事業場において歯科健診を実施したと回答した事業場の割合が 55.6%、特に常時 50 人未満の労働者を使用する事業場(小規模事業場)では 22.5%と低い傾向が見られた。また、化学工業、窯業・土石製品製造業、非金属製品製造業において酸等の取扱い業務があると回答した事業場の割合が高い傾向が見られた。

これらの状況を踏まえ、貴局管内において、酸等の取扱い業務がある事業場に対して、リーフレット(別添 2)を活用する等により、幅広く周知・指導を行い、歯科健診及びその結果に基づく事後措置並びに歯科健診の結果報告が適切に実施されるよう遺漏なきを期されたい。